

第98回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月29日(水曜日)午前10時

開催場所 TKPガーデンシティPREMIUM池袋
東京都豊島区南池袋1-16-15 ダイヤゲート池袋4階
■開催場所が前年と異なりますので、お間違いのないようお願い申しあげます。

決議事項	第1号議案 第2号議案 第3号議案 第4号議案 第5号議案	剰余金処分の件 定款一部変更の件 取締役6名選任の件 補欠監査役1名選任の件 当社株式の大量買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続の件
------	---	--

新型コロナウイルスに関するお知らせ
新型コロナウイルス感染症拡大防止および株主の皆様の安全・安心を最優先に、本株主総会へのご来場をお控えいただき、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。（株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。）

今後の状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.shindengen.co.jp/ir/>) にてお知らせいたしますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	39
連結計算書類	58
計算書類	61
監査報告	64

株主各位

証券コード 6844
2022年6月7日

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

新電元工業株式会社

代表取締役社長 鈴木 吉憲

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いておりますので、株主の皆様の安全・安心のため、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面または電磁的方法（インターネット等）によって事前に議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使のご案内」に従つて、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

① 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時
② 場 所	東京都豊島区南池袋1丁目16番15号 ダイヤゲート池袋4階 TKPガーデンシティPREMIUM池袋 ■開催場所が前年と異なりますので、お間違いのないようお願い申しあげます。 ※朝霞事業所開業に伴い、より機動的な株主総会運営を図るため、総会会場を前年度より変更いたします。
③ 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件
④ 招集にあたっての決定事項	次頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。
⑤ インターネットによる開示について	<p>本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社の定款第22条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.shindengen.co.jp/ir/) に記載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 連結計算書類の「連結注記表」 ② 計算書類の「個別注記表」 <p>従いまして、本招集ご通知添付書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。</p>

以 上

本年は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主総会へのご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。（株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。）

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shindengen.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。（本年度は、書面およびインターネット等による事前の議決権行使を強くご推奨いたします。）



株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、
同封の議決権行使書用紙を会場受付
へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を 行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の
賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権 行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛
否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4、5号議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 ➡ 反対する候補者の番号を
ご記入ください。

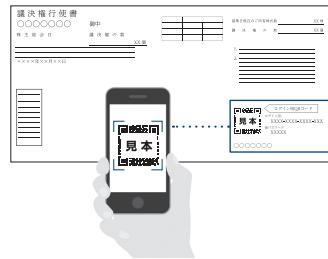
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 新しいパスワードを登録する

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027**
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けており、業界における競争力を維持・強化するための内部留保、株主資本利益率の水準、業績等を総合的に勘案して成果の配分を行っていくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金100円

総額1,030,706,400円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第22条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものであります。
- (2) 変更案第22条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第22条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第22条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 株 主 総 会</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第22条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(附則)</u></p> <p>1. 現行定款第22条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第22条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第22条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	属性
1 鈴木 吉憲	よしのり すずき	代表取締役社長	再任
2 根岸 康美	やすみ ねぎし	取締役 兼 専務執行役員 コーポレート部門統括	再任
3 堀口 健治	けんじ ほりぐち	取締役 兼 常務執行役員 技術・品質統括 兼 磁性部品・環境安全・ISO推進担当	再任
4 田中 信吉	のぶよし たなか	取締役 兼 常務執行役員 販売統括 兼 エネルギーシステム事業担当	再任
5 橋元 秀行	ひでゆき はしもと	取締役	再任 社外 独立
6 重本 彰子	あきこ しげもと	—	新任 社外 独立

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

す　ず　き　よ　し　の　り
鈴木 吉憲

所有する当社株式数

8,578株

(1957年5月21日生)

再任



略歴、地位、担当

1982年 4月	当社入社	2008年 6月	執行役員電子デバイス事業本部副本部長兼電子デバイス事業本部電子デバイス販売事業部長
1996年 3月	シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド取締役社長	2009年 2月	執行役員経営企画室長
1999年 4月	電子デバイス事業本部半導体事業部デバイス海外営業部長	2009年 6月	取締役兼執行役員経営企画室長
2000年 4月	電子デバイス事業本部販売事業部デバイス海外営業部長	2012年 6月	取締役兼執行役員海外販売・共通販売担当
2002年 4月	電子デバイス事業本部販売事業部営業企画部長	2013年 4月	取締役兼執行役員営業本部長
2003年 4月	営業本部民生電子販売事業部第2営業部長	2013年 6月	取締役兼執行役員販売・電装事業担当
2005年 4月	営業本部共通販売統括室大阪支店長	2014年 6月	取締役兼上席執行役員販売・電装事業担当
2006年 4月	電子デバイス営業本部共通販売事業部大阪支店長	2015年 4月	取締役兼上席執行役員 新電元デバイス販売(株) 代表取締役社長
2007年 4月	電子デバイス事業本部電子デバイス販売事業部長	2015年 6月	取締役兼上席執行役員事業構造改革担当 兼新電元デバイス販売(株) 代表取締役社長
		2016年 4月	代表取締役社長 (現)

重要な兼職

該当なし

選任理由

鈴木吉憲氏は、長年にわたり国内外の営業部門を牽引し、豊富なビジネス経験と実績を有しております。また、経営企画室長、取締役兼執行役員を経て、2016年4月より代表取締役社長を務め、経営の指揮、監督を適切に行っております。こうしたことから、持続的な企業価値向上を実現するリーダーとして適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

鈴木吉憲氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

ね
ぎ
し
根 岸 康 美
やす
み

所有する当社株式数

5,715株

(1958年10月8日生)

再任



略歴、地位、担当

1982年 4月	当社入社	2015年 7月	取締役兼上席執行役員 経営企画室長兼人事・総務・人材開発担当 兼新電元エンタープライズ㈱代表取締役社長
2004年11月	経理部長	2016年 4月	取締役兼常務執行役員 経営企画室長兼経理・管理部門担当
2009年 2月	人事部長	2017年 4月	取締役兼常務執行役員 経営企画室長兼管理部門統括
2009年 4月	人事部長兼研修センター長	2018年 4月	取締役兼専務執行役員 経営企画室長兼管理部門統括
2012年 6月	取締役兼執行役員 経営企画室長兼人事・総務・ 研修センター担当	2020年 4月	取締役兼専務執行役員（現） コーポレート部門統括（現）
2012年10月	取締役兼執行役員 経営企画室長兼人事・総務・人材開発担当		
2015年 6月	取締役兼上席執行役員 経営企画室長兼人事・総務・人材開発担当		

重要な兼職

該当なし

選任理由

根岸康美氏は、長年にわたり管理部門を主導し、経理、人事、総務、経営企画など幅広い業務経験と深い知識を有しております。また、2012年6月より取締役を務め、経営の監督を適切に行っております。こうしたことから、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

根岸康美氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

ほり ぐち けんじ
堀口 健治

所有する当社株式数

4,641株

(1959年11月16日生)

再任



略歴、地位、担当

1983年 4月	当社入社	2014年 6月	取締役兼執行役員
2000年 4月	機能デバイス事業本部 機能デバイス事業部デバイス設計部長		技術開発センター長兼技術・生産・品質・ 知的財産・パワーモジュール製品担当
2003年10月	電子デバイス事業本部機能デバイス事業部 副事業部長兼電子デバイス事業本部 機能デバイス事業部設計部長	2015年 6月	取締役兼執行役員技術・生産・品質担当
2005年 4月	電子デバイス事業本部機能デバイス事業部長 兼電子デバイス事業本部機能デバイス事業部 設計部長	2016年 4月	取締役兼上席執行役員技術・生産・品質担当
2006年 4月	電子デバイス事業本部機能デバイス事業部長	2017年 4月	取締役兼上席執行役員
2008年 4月	技術開発本部 I C開発センター長		工場長兼事業構造改革・資材・ 物流・磁性部品担当
2009年 4月	技術開発センター副センター長	2018年 4月	取締役兼常務執行役員
2010年 6月	執行役員(株)東根新電元代表取締役社長		工場長兼事業構造改革・資材・ 物流・磁性部品担当
2012年 6月	執行役員(株)東根新電元代表取締役社長 兼 S P I S プロジェクト担当	2019年 4月	取締役兼常務執行役員
2013年 3月	執行役員(株)東根新電元代表取締役社長 兼 S P I S プロジェクト長 兼 S P I S プロジェクト担当	2020年 4月	工場長兼事業構造改革・磁性部品担当
2013年 4月	執行役員(株)東根新電元代表取締役社長	2020年11月	取締役兼常務執行役員
2013年 6月	取締役兼執行役員技術・生産・ 品質・知的財産・パワーモジュール製品担当		工場長兼磁性部品・環境・I S O推進室担当
		2022年 4月	取締役兼常務執行役員(現) 技術・品質統括兼磁性部品・ 環境安全・I S O推進担当(現)

重要な兼職

該当なし

選任理由

堀口健治氏は、主に設計部門、生産部門、品質管理部門に携わり、それぞれの分野において深い知見と多くの実績を有しております。また、2013年6月より取締役を務め、経営の監督を適切に行っております。こうしたことから、当社の経営に欠かせない人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

堀口健治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

田中 信吉

所有する当社株式数

4,612株

(1961年7月20日生)

再任



略歴、地位、担当

1985年 4月	当社入社	2017年 4月	上席執行役員
2006年10月	経営企画室 企画部長		営業本部長兼 E V P 室担当
2010年 4月	電子デバイス事業本部電子デバイス事業管理室管理部長	2017年 6月	取締役兼上席執行役員
2010年 7月	電子デバイス事業本部電子デバイス事業管理室長		営業本部長兼 E V P 室担当
2011年 6月	執行役員電子デバイス事業本部長	2018年 4月	取締役兼常務執行役員
2015年 6月	執行役員 電子デバイス事業本部長兼営業本部長		営業本部長兼 E V P 室担当
2016年 4月	上席執行役員 電子デバイス事業本部長兼営業本部長	2020年 4月	取締役兼常務執行役員 販売部門統括兼 C S R 室長
		2022年 4月	取締役兼常務執行役員（現） 販売統括兼エネルギー・システム事業担当（現）

重要な兼職

該当なし

選任理由

田中信吉氏は、国内外の営業部門に従事し、また、経営企画室、電子デバイス事業本部を牽引するなど、幅広い実務経験と深い知見を有しております。また、2017年6月より取締役を務め、経営の監督を適切に行っております。こうしたことから、持続的な企業価値向上に欠かすことができないものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

田中信吉氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

はし もと ひで ゆき
橋 元 秀 行

(1964年1月25日生)

所有する当社株式数

0株

再任

社外

独立



略歴、地位、担当

1991年10月	中央新光監査法人入所	2014年 6月	東陽監査法人 代表社員
1995年 4月	公認会計士登録	2015年 6月	当社社外取締役（現）
2000年 1月	橋元公認会計士事務所開設	2019年10月	（株）シルバーライフ社外取締役 (監査等委員)（現）
2000年 4月	税理士登録	2020年 8月	東陽監査法人 シニアパートナー（現）
2007年 5月	東陽監査法人入所		

重要な兼職

公認会計士、税理士、（株）シルバーライフ社外取締役（監査等委員）

選任理由および期待される役割の概要

橋元秀行氏は、公認会計士および税理士として、専門的な知識や豊富な経験を有しており、経営に関して有益なアドバイスをいただけることを期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。
なお、橋元秀行氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
また、橋元秀行氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

橋元秀行氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

責任限定契約について

当社は橋元秀行氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、本総会において同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

6

し げ も と あ き こ
重 本 彰 子

所有する当社株式数

0株

(1971年2月26日生)

新任

社外

独立



略歴、地位、担当

2005年 5月	金融庁証券取引等監視委員会事務局 証券検査官	2017年 5月	公益財団法人地球環境戦略研究機関 主任研究員
2011年 5月	米国ラトガース大学 EthicalLeadership研究所研究員	2019年 9月	早稲田大学大学院経営管理研究科准 教授（現）
2013年 5月	米国ラトガース大学ビジネススクール講師		

重要な兼職

早稲田大学准教授

選任理由および期待される役割の概要

重本彰子氏は、長年にわたる日米の両学府における実務及び研究を通じて、経営戦略や会計、監査、企業不正などに関する豊富な経験と見識を有しており、その専門的な知識や豊富な経験を活かし、経営に対し指導・助言をいただけることを期待して、社外取締役候補者といたしました。

また、重本彰子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

重本彰子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

責任限定契約について

当社は重本彰子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

■役員等賠償責任契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の47頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

【ご参考】

第3号議案が承認可決された場合の経営体制は以下のとおりとなる予定であります。なお、以下の一覧表は、各役員が有する全ての専門性・経験を表すものではありません。

氏名	地位および担当	属性	企業 経営	財務 ・ 会計	法務・ コンプ ライア ンス	リスク 管理	製造・ 技術・ 研究開 発	営業・ マーケ ティング	グロ ーバ ル	ESG
鈴木 吉憲	代表取締役社長		●					●	●	●
根岸 康美	取締役 兼 専務執行役員 コーポレート部門統括		●	●						●
堀口 健治	取締役 兼 常務執行役員 技術・品質統括 兼 磁性部品・環境安全・ ISO推進担当		●				●			●
田中 信吉	取締役 兼 常務執行役員 販売統括 兼 エネルギーシステム事 業担当		●					●	●	●
橋元 秀行	取締役	社外 独立		●						
重本 彰子	取締役	社外 独立	●	●		●			●	●
肥後 良明	常勤監査役		●					●		
三宅 雄一郎	監査役	社外 独立			●					
二瓶 晴郷	監査役	社外 独立	●	●					●	
辻 さちえ	監査役	社外 独立		●		●				

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める常勤監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ち　　ぱ　　しょ　　じ
千　葉　昌　治

所有する当社株式数

1,960株

(1965年6月25日生)

略歴、地位

1988年 4月 当社入社
2010年 4月 経営企画室 企画部長
2014年 4月 経理部長

2020年 4月 執行役員（現）
総務部長兼法務部長（現）

重要な兼職

該当なし

特別の利害関係

千葉昌治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、2019年6月27日開催の当社第95回定時株主総会において、当社株式の大量買付行為への対応方針（以下「現プラン」といいます）を継続することについて株主の皆様の承認をいただいております。

現プランの有効期限は2022年6月開催予定の第98回定時株主総会終結の時までであることから、当社では、情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益をより一層確保・向上させるための取組みとして、現プランの継続の是非も含めそのあり方について検討を進めてまいりました。

その結果、2022年5月12日の当社取締役会において、2022年6月開催予定の第98回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）において株主の皆様による承認が得られることを条件に、現プランを一部変更したうえで、継続することを決議いたしました（以下、継続する「当社株式の大量買付行為への対応方針」を「本プラン」といいます）。

なお、当社社外監査役3名を含む監査役4名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

また、現時点において、大量買付行為に関する提案はなく、大量買付行為にかかる具体的な脅威が生じているという状況にはございません。

本プランの主な変更点は、以下のとおりです。

- ①対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除することを明確化するため独立委員会を新たに設置し、その勧告を最大限尊重する仕組みとしたことに伴う所要の変更を行いました。
- ②特定買付者等が保有する新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わない旨を明記しました。
- ③その他、形式的な文言の修正等、所要の修正を行いました。

1. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上への取り組みについて

(1) 当社の経営理念と企業ミッションについて

当社グループは、経営理念に「社会と共に、顧客と共に、従業員と共に、成長する企業」と掲げ、日々の事業活動を行っています。「エネルギーの変換効率を極限まで追求することにより、人類と社会に貢献する」という企業ミッションのもと、半導体技術、回路技術、実装技術をあわせ持つ製造企業として、これらの技術を融合し、発展・応用させていくことで、脱炭素社会実現の一翼を担う製品を創造してまいります。

(2) 長期ビジョン2030

当社グループは、時代に適合した製品ポートフォリオを構築し、社会的課題の解決に貢献

することこそが、持続可能性（サステナビリティ）が要求される現代において企業価値の向上に資するものと考えております。

これらを踏まえ、以下の通り2030年度を見据えた長期ビジョンを策定いたしました。

<長期ビジョン2030 ありたい姿>

革新的な技術によって地球環境に配慮した先進的なソリューションを生み出して持続可能な社会に貢献し、あらゆるステークホルダーから必要とされ続けるパワーエレクトロニクスカンパニー

長期的な観点で、「脱炭素社会のキーパーツとなるパワーデバイス」「ヒトと環境の未来を託されるモビリティソリューション」「全事業のコア技術を融合した環境ソリューション」を創出し、環境貢献をより重視した製品ポートフォリオを継続的に整備してまいります。あわせて、持続的成長の前提となる安定的な経営基盤を構築するために資本効率を重視し、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の最適配分を進めてまいります。

(3) 第16次中期経営計画

2022年度から2024年度までの3ヶ年を期間とする「第16次中期経営計画」では、経営方針として「長期ビジョンの実現に向けた基盤づくり」と定め、主要テーマを「稼ぐ体質づくり」「伸長事業拡大の布石」「温室効果ガス排出量削減分野へのリソース配分」とすることで、「長期ビジョン2030」で掲げるありたい姿に向け、事業の成長とサステナビリティを統合した製品ポートフォリオへの転換を促進してまいります。

経営方針の実現に向けて、各施策の遂行にあたっては、デジタルトランスフォーメーション（DX）を広く活用してまいります。

2. 本プラン継続の目的と必要性

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、特定の者から大量買付行為が為された場合、これを受け入れるかどうかの最終的な判断は株主の皆様に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大量買付行為の中には、株主の皆様に株式の売却を強要する仕組みを有するものや、当社グループに固有の企業価値の源泉を十分に理解していないため、当社グループに回復し難い損害を与えるおそれのあるものなど、株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。当社は、このような買付行為またはこれに類する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針を支配する者としては不適切であり、当社の財務および事業の方針を支配する者は、当社グループを支える様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社グループの企業価値を高め、株主共同の利益の確保・向上のため、中長期の視点に立

ち、安定的な経営体制を堅持する者でなければならぬと考えます。

そのため、大量買付行為が行われようとする場合に、当社株主の皆様が大量買付行為を受入れるかどうかの判断を適切に行うためには、株主の皆様に当該大量買付行為にかかる十分な情報が提供される必要があると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様の判断の資料とするために、大量買付者に対して当社取締役会への大量買付行為に関する情報の提供を求め、提供された情報を評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者と交渉し、または株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

以上の理由により、当社取締役会は、大量買付行為が合理的なルールに従って行われることとが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に合致するものと考え、本定時株主総会において株主の皆様に承認いただけることを条件として、本プランの継続を決議しました。

3. 独立委員会の設置

本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照下さい）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の5氏が就任する予定です。

4. 本プランの内容

(1) 対象となる買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とする当社株式等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものと除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）とします。大量買付者は、予め本プランに定められた手続（以下「大量買付ルール」といいます）に従うこととします。

注1：特定株主グループとは、

（i）当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及

びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、

- (ii) 当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものと含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の（ i ）記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の（ ii ）記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株式等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株式等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、株主名簿のほか、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたもの並びに大量保有報告書を参照することができるものとします。

注3：株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項、又は同法第27条の2第1項のいずれかに規定する株券等を意味します。

（2）大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます）および当該大量買付者が大量買付行為に際して大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

- (i) 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含みます）
- (ii) 大量買付行為の目的、方法および内容（大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実行の可能性を含みます）
- (iii) 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内

- 容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます)
- (iv) 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます）
 - (v) 大量買付行為後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
 - (vi) 大量買付行為後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
 - (vii) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
 - (viii) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者より提出を受けた全ての情報を独立委員会に速やかに提供し、当社取締役会および独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、大量買付者に対し適宜期間を定めて追加的に情報を提供するよう求めることができます。この場合、大量買付者においては、当該期限までにかかる情報を追加的に提供していただきます。

また、当社取締役会および独立委員会が、大量買付者による本必要情報の提供が十分に為されたと認めた場合には、その旨を大量買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

（3）大量買付行為の内容の検討・大量買付者との交渉・代替案の検討

①当社取締役会による検討作業

当社取締役会は、大量買付者から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます）の提供が十分に為されたと認め、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、対価を円貨現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は60日間を超えない検討期間、その他の買付等の場合は90日間を超えない検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます）を設定します。

ただし、取締役会検討期間は、取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的な理由を大量買付者に通知するとともに、その旨を速やかに開示いたします。延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において大量買付者から提供された情報・資料等に基づき、取締役会としての意見をとりまとめるとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討を行います。

大量買付者は、取締役会検討期間中、当社取締役会が、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。な

お、大量買付者は、取締役会検討期間が終了するまでは、大量買付行為を開始することはできないものとします。

また、当社取締役会は本必要情報の検討ならびに大量買付者との協議および交渉に際して、必要に応じ、当社から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得るものとします。

②株主およびステークホルダーに対する情報開示

当社取締役会は、大量買付者から大量買付行為の提案が為された事実については速やかに開示し、提案の概要および本必要情報の概要その他の状況のうち当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項については、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

（4）対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会検討期間内に、上記（3）①の当社取締役会による検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して、以下に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

①大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合

独立委員会は、大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合、当該大量買付行為を当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

②大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

独立委員会は、大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為（注4）であると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的に、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告することができます。

なお、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

- 注4：当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為とは
- (i) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為
 - (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行う行為
 - (iii) 当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
 - (v) 強圧的二段階買付（最初の大量買付行為で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の大量買付行為の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、最初の大量買付行為を行うことをいいます）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大量買付行為である場合

対抗措置は新株予約権（以下「本新株予約権」といいます）の無償割当てとし、その概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に本新株予約権を発行する場合には、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属さないことを本新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件、取得条項及び取得条件等を設けることがあります。

（5）取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記（4）に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会検討期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会お

および独立委員会が適切と判断する事項について、また、株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(6) 対抗措置の発動を中止する場合

上記（5）において対抗措置をとることを決定した後、大量買付者が大量買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が相当でないと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。例えば、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行うことができるものとします。

5. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様から承認が得られた同日に発効するものとし、有効期間は2025年6月開催予定の定時株主総会終結時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により、合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得たうえで本プランを修正し、または変更する場合があります。また、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し、株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

6. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しています。また、本プランは経済産業省・企業価値研究会が

2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されること

本プランは、当社の株式に対する大量買付行為が為された際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主の皆様の意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様の承認を得ることにより発効することとしています。また、本プランの継続後、その後の当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議が為された場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることになります。

従いまして、本プランの継続、廃止および変更には、当社株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、上記3. に記載のとおり、本プランに基づく大量買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断、対応の客観性および合理性を確保することを目的として独立委員会を設置いたしました。当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に情報開示を行ふこととし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランにおける対抗措置は、上記4. に記載のとおり、予め定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記5. に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発

動を阻止できない買収防衛策) ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間をする買収防衛策）もありません。

7. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、広義には、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様との共同の利益に資するものであると考えております。なお、狭義には、本プラン継続時において、本新株予約権の無償割当て自体は行われないため、株主の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。

上記4. に記載のとおり、大量買付者が本プランを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記4. (4) に記載した対抗措置をとることがありますが、当社株主の皆様（大量買付ルールを遵守しない大量買付者、および明らかに企業価値ひいては当社株主の共同の利益を著しく損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議を行う場合、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他下記

(3) ②において記載する本新株予約権の行使にかかる手續を経られなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。ただし、当社は、下記 (3) ③に記載する手續により、大量買付者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することができます。当社がかかる取得の手續をとった場合、大量買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行

使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、上記4.(6)に記載のとおり、当社取締役会は本新株予約権の無償割当てを中止または本新株予約権の無償取得を行うことがあります。その場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った株主および投資家の皆様は、その価格の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

①割当て期日における手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当ての割当て期日を公告します。なお、株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続き等は不要です。

②本新株予約権の行使の手続

当社は、割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり金1円を下限とし、当社株式1株の時価の50%相当額を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める価格を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社普通株式が発行されることになります。

③当社による本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様に交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社所定の書式により、ご自身が大量買付者ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言等を内容とする書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大量買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断、対応の客觀性および合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として設置される。
2. 独立委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴

橋元 秀行 (はしもと ひでゆき) (1964年1月25日生)

1991年10月 中央新光監査法人入所

1995年4月 公認会計士登録

2000年1月 橋元公認会計士事務所開設

2000年4月 税理士登録

2007年5月 東陽監査法人入所

2014年6月 東陽監査法人 代表社員

2015年6月 当社取締役 (現)

2019年10月 (株)シルバーライフ社外取締役 (監査等委員) (現)

2020年8月 東陽監査法人 シニアパートナー (現)

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。

重本 彰子 (しげもと あきこ) (1971年2月26日生)

2005年5月 金融庁証券取引等監視委員会事務局証券検査官

2011年5月 米国ラトガース大学EthicalLeadership研究所研究員

2013年5月 米国ラトガース大学ビジネススクール講師

2017年5月 公益財団法人地球環境戦略研究機関主任研究員

2019年9月 早稲田大学大学院経営管理研究科准教授(現)

※同氏は、2022年6月29日に開催予定の当社第98回定時株主総会に付議いたします取締役選任議案における社外取締役候補者です。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

三宅 雄一郎 (みやけ ゆういちろう) (1947年8月8日生)

1972年4月 弁護士登録 (東京弁護士会) ・開業 (現)

1999年6月 山洋電気(株)社外取締役 (現)

2003年6月 当社監査役 (現)

2015年6月 旭有機材工業(株) (現 旭有機材(株)) 社外取締役 (監査等委員) (現)

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

辻 さちえ（つじ さちえ）（1972年4月23日生）
1996年10月 監査法人トーマツ入所
1999年4月 公認会計士登録
2015年7月 (株)エスプラス（現(株)ビズサプリ）代表取締役（現）
辻さちえ公認会計士事務所所長（現）
2016年6月 一般社団法人日本公認不正検査士協会理事（現）
2021年3月 SBSホールディングス(株)社外取締役（監査等委員）（現）
2021年6月 当社監査役（現）
2022年3月 大塚ホールディングス(株)社外監査役（現）

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。

小杉 公一（こすぎ きんいち）（1952年12月12日生）
1986年4月 弁護士登録（東京弁護士会入会）（現）
2001年4月 わかば信用金庫経営責任解明委員会委員長
秋田県中央信用組合経営責任解明委員会委員長
東京信用組合金融整理管財人
2002年1月 最高裁判所司法研修所弁護教官
2006年4月 全国社会保険労務士会紛争解決手続代理業務試験委員
2006年11月 法務省新司法試験委員
2007年4月 東洋大学法科大学院教授
2011年4月 筑波大学法科大学院非常勤講師
2019年6月 一般財団法人司法協会理事（現）
2022年4月 日本弁護士連合会常務理事（現）

※上記5氏と当社との間において、特別な利害関係はございません。

以 上

新株予約権無償割当ての要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

株主に割当てる新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」といいます）の内容は下記Ⅱ. に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます）において別途定める割当て期日（以下「割当て期日」といいます）における当社の最終の発行済み株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。以下同じ）と同数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(2) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割当てます。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

II. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

①新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます）は、1株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整結果の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行いません。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

②調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用します。

③上記①に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済み株式総数（ただし、当社の有する当社株式の数を除きます）の変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うものとします。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

- ①新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価格は、行使価格（下記②において定義されます）に対象株式を乗じた価格とします。
- ②新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価格（以下「行使価格」といいます）は金1円を下限として当社普通株式1株の時価の50%相当額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価格とします。「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日または新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし下記（6）②の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得にかかる新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるとときは、その翌営業日を最終日とします。

(4) 新株予約権の行使条件

- ① (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは継承した者、または、(vi) 上記(i)ないし(v)記載の者の関連者（以下、(i)ないし(vi)のいずれかに該当する者を総称して「特定買付者等」という）は、新株予約権行使することができません。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義されます。

- (a) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じ）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます）で、当該株式等に係る株式等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合を意味するものとします）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- (b) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。

- (c) 「特定大量買付者」とは公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます）によって当社が発行者である株式等（同法第27条の2第1項に定義される株券等を意味するものとします。以下本（c）において同じ）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本（c）において同じ）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含みます）に係る株式等の株式等所有割合（同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じ）がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上になると当社取締役会が認めた者をいいます。
- (d) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株式等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。
- (e) ある者の「関係者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます）をいいます。
- ②上記①にかかわらず、下記（a）ないし（d）の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとします。
- (a) 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、株式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義されます）または当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義されます）
 - (b) 当社を支配する意図がなく上記①（a）に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたものであって、かつ上記①（a）の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができます）以内にその保有する当社の株式等を処分等することにより上記①（a）の特定大量保有者に該当しなくなった者
 - (c) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記（a）の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株式等を新たに取得した場合を除きます）
 - (d) その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、特定買付者等に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができます。また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります）

- ③適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続きの履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出を含む）の充足、または(iii)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができません。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負いません。また、当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができません。
- ④上記③にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとします）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができます。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法にかかる準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとします。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)および(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができません。
- ⑤新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしているものではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- ⑥新株予約権を有する者が上記④の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとします。

(5) 新株予約権の譲渡制限

- ①新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。
- ②新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記（4）③および④の規定により新株予約権を行使することができない者（特定買付者等を除きます）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記①の承認をするか否かを決定します。
 - (a) 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に
関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書（下記（b）な
いし（d）に関する表明・保証条項、補償条項および違約金条項を含む）が提出さ
れているか否か
 - (b) 譲渡人および譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か
 - (c) 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者の
ために譲り受けしようとしている者ではないことが明らかであるか否か
 - (d) 譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(6) 当社による新株予約権の取得

- ①当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取
得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める
日の到来をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができます。
- ②当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する
新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の新株予約権のすべてを取得し、こ
れと引き換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。
当社はかかる新株予約権の取得を複数回行うことができます。ただし、特定買付者
等が所有する新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わないこと
とします。なお、新株予約権の取得条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議
において別途定めるものとします。

(7) 合併（合併により当社が消滅する場合に限ります）、吸収分割、新設分割、株式交換、

および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定します。

(8) 新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

(9) 法令の改正等による修正

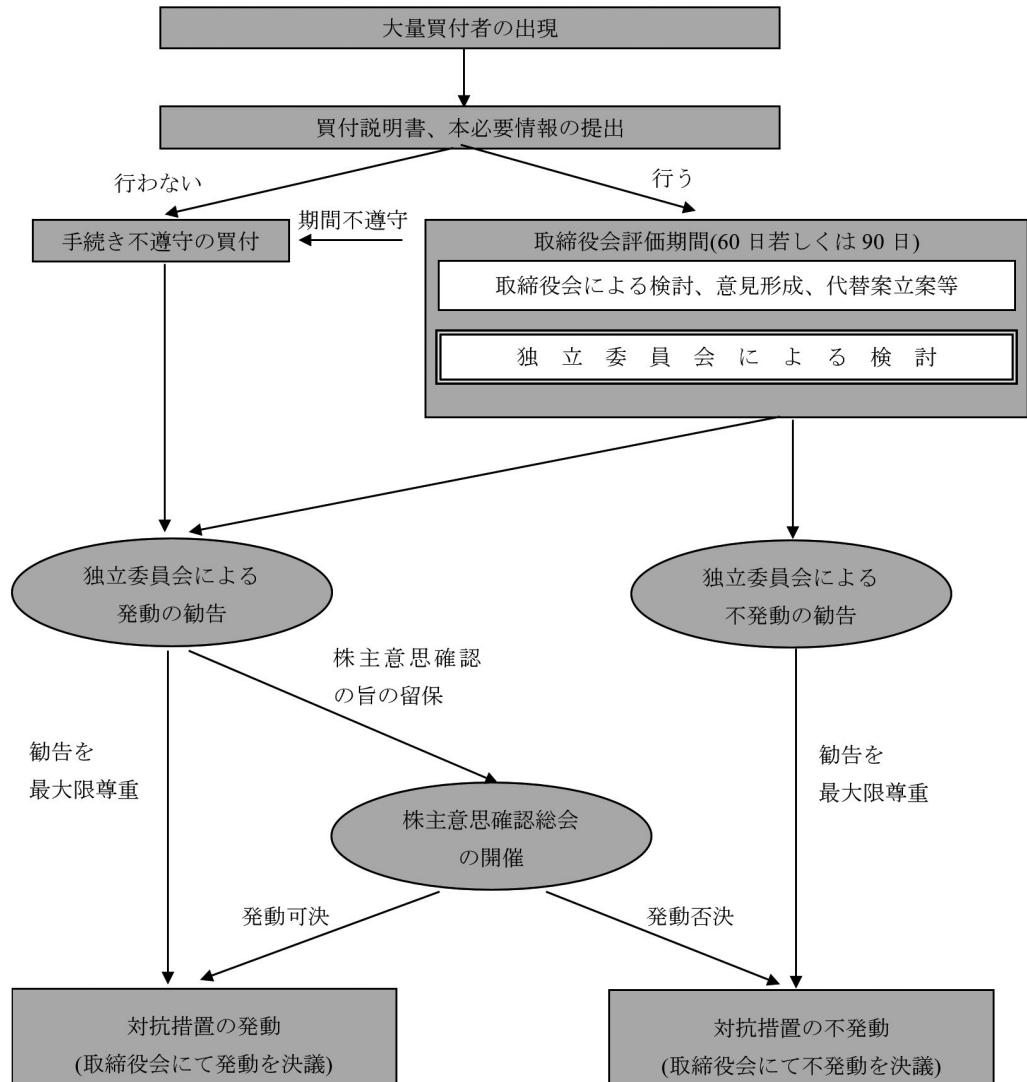
上記で引用する法令の規定は、2022年5月12日現在施行されている規定を前提として
いるものであり、同日以降、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし

用語の定義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の定義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以上

(ご参考)

本プランの手続きに関するフロー図



事 業 報 告

(2021年 4月 1日から)
(2022年 3月 31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、電子部品の需給ひっ迫や世界的なサプライチェーンの混乱などにより、一部の生産活動が停滞した一方、各国の経済回復に向けた施策に支えられて景気は持ち直し、総じて需要は底堅く推移しました。

当社グループは第15次中期経営計画の方針である「持続的成長に向けた製品戦略の加速」に沿って事業を展開し、主力製品ではインド市場で二輪向け製品が拡大したほか、伸長事業と位置付けたパワーモジュール製品やEV用急速充電器などが中長期的な成長の足掛かりとして一定の成果をあげました。

このようななか、当連結会計年度の売上高は92,168百万円（前期比14.6%増）、営業利益は5,562百万円（前期は1,080百万円の損失）、経常利益は5,828百万円（前期は1,164百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,902百万円（前期は5,561百万円の損失）となりました。

また、持続可能な地球環境と社会の実現に向け、新たに「環境ビジョン2050」を策定しました。引き続き、クリーンエネルギー製品、省エネルギー製品の市場供給や新技術の開発などによって環境負荷低減の貢献度を継続的に高め、グローバルな環境先進企業を目指してまいります。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しております。前期比較につきましては、前期の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較しております。また、セグメント間の取引については相殺消去して記載しております。

【デバイス事業】

デバイス事業の売上高は36,381百万円（前期比24.5%増）、営業利益は5,038百万円（前期は85百万円の利益）となりました。

主力の自動車、産機および家電市場は、サプライチェーンの混乱などがみられたものの、需要は底堅く、増収となりました。損益面においては、増収効果や事業構造改革が寄与し、大幅な増益となりました。

【電装事業】

電装事業の売上高は47,072百万円（前期比13.1%増）、営業利益は3,709百万円（前期比69.0%増）となりました。

主力の二輪市場は、新型コロナウイルス感染症の影響が残ったものの、経済活動が徐々に再開したことで、事業全体で前期からは増収となりました。損益面においては、増収や事業構造改革効果にくわえて為替相場が円安に推移したことなどにより、増益となりました。

【その他】

その他の売上高は8,714百万円（前期比9.2%減）、営業利益は696百万円（前期比11.0%増）となりました。

② 資金調達の状況

当連結会計年度は、朝霞事業所の建設資金としてシンジケートローンによる借入金5,000百万円、当社グループの所要資金として長期借入金により3,300百万円の資金調達を実施いたしました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度は、5,297百万円の設備投資を実施いたしました。

その主なものは、デバイス事業において生産能力拡大投資や維持更新投資を実施したことや電装事業において生産能力拡大投資を実施したことなどによるものであります。

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

区分	期別	第96期 2018年度	第97期 2019年度	第98期 2020年度	第99期 (当連結会計年度) 2021年度
売上高	百万円	94,703	92,965	80,437	92,168
経常利益又は経常損失（△）	百万円	5,980	1,598	△1,164	5,828
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）	百万円	3,876	△4,156	△5,561	5,902
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	円	376.41	△403.48	△539.73	572.70
総資産	百万円	128,669	121,560	127,806	135,041
純資産	百万円	59,470	53,211	49,413	57,229

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 決 权 の 比	議 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 秋 田 新 電 元	490 百 万 円	100.0%	電 気 機 器 の 製 造	
株 式 会 社 東 根 新 電 元	400 百 万 円	100.0	電 气 機 器 の 製 造	
株 式 会 社 岡 部 新 電 元	100 百 万 円	100.0	電 气 機 器 の 製 造	
新電元エンタープライズ株式会社	50 百 万 円	100.0	福 利 厚 生 サ ー ビ ス	
新電元スリーアイー株式会社	25 百 万 円	100.0	電 气 機 器 の 製 造	
新電元熊本テクノリサーチ株式会社	20 百 万 円	100.0	ソ フ ト ウ ェ ア サ ー ビ ス	
ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド	300,000 千 THB	100.0	電 气 機 器 の 製 造	
シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション	10,276 千 USD	100.0	電 气 機 器 の 製 造	
ピーティー・シンデンゲン・インドネシア	303,150 百万 IDR	100.0	電 气 機 器 の 製 造 ・ 販 売	
シンデンゲン・インディア・プライベート・リミテッド	1,390 百万 INR	100.0	電 气 機 器 の 製 造 ・ 販 売	
シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド	151,456 百万 VND	100.0	電 气 機 器 の 製 造 ・ 販 売	
広 州 新 電 元 電 器 有 限 公 司	48,200 千 CNY	100.0	電 气 機 器 の 製 造 ・ 販 売	
シンデンゲン(タイランド)カンパニー・リミテッド	102,000 千 THB	100.0	電 气 機 器 の 製 造 ・ 販 売	
新 電 元 (上 海) 電 器 有 限 公 司	33,153 千 CNY	100.0	電 气 機 器 の 販 売	
シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド	1,000 千 USD	100.0	電 气 機 器 の 販 売	
新 電 元 (香 港) 有 限 公 司	1,500 千 HKD	100.0	電 气 機 器 の 販 売	
シンデンゲン・ユーケー・リミテッド	141 千 EUR	100.0	電 气 機 器 の 販 売	
シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド	108 千 USD	100.0	電 气 機 器 の 販 売	

(4) 対処すべき課題

① 経営理念と企業ミッション

当社グループは、経営理念に「社会と共に、顧客と共に、従業員と共に、成長する企業」と掲げ、日々の事業活動を行っています。「エネルギーの変換効率を極限まで追求することにより、人類と社会に貢献する」という企業ミッションのもと、半導体技術、回路技術、実装技術をあわせ持つ製造企業として、これらの技術を融合し、発展・応用させていくことで、脱炭素社会実現の一翼を担う製品を創造してまいります。

② 経営環境及び対処すべき課題等

昨今、市場のニーズや価値観が多様化する一方、地球温暖化など気候変動や、資源枯渇といった地球規模で進行しつつある社会的課題は、市場経済にも影響を及ぼし始めています。このような状況下、当社が果たすべき役割を土台に、企業として“ありたい姿”を定めた長期的な経営ビジョンを策定し、それらに紐づく施策を中期経営計画や年次経営計画と連動させることで、中長期にわたる持続的な成長サイクルを確立してまいります。

□長期ビジョン2030

当社グループは、時代に適合した製品ポートフォリオを構築し、社会的課題の解決に貢献することが、持続可能性（サステナビリティ）が要求される現代において企業価値の向上に資するものと考えております。

これらを踏まえ、以下の通り2030年度を見据えた長期ビジョンを策定いたしました。

<長期ビジョン2030 ありたい姿>

革新的な技術によって地球環境に配慮した先進的なソリューションを生み出して持続可能な社会に貢献し、あらゆるステークホルダーから必要とされ続けるパワーエレクトロニクスカンパニー

長期的な観点で、「脱炭素社会のキーパーツとなるパワーデバイス」「ヒトと環境の未来を託されるモビリティソリューション」「全事業のコア技術を融合した環境ソリューション」を創出し、環境貢献をより重視した製品ポートフォリオを継続的に整備してまいります。あわせて、持続的成長の前提となる安定的な経営基盤を構築するために資本効率を重視し、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の最適配分を進めてまいります。

□第16次中期経営計画

2022年度から2024年度までの3ヶ年を期間とする「第16次中期経営計画」では、経営方針として「長期ビジョンの実現に向けた基盤づくり」と定め、主要テーマを「稼ぐ体質づくり」「伸長事業拡大の布石」「温室効果ガス排出量削減分野へのリソース配分」とすることで、「長期ビジョン2030」で掲げるありたい姿に向け、事業の成長とサステナビリティを統合した製品ポートフォリオへの転換を促進してまいります。

経営方針の実現に向けて、各施策の遂行にあたっては、デジタルトランスフォーメーション（DX）を広く活用してまいります。

（5）主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは電気機械器具の製造・販売を主要な事業としており、主な製品は次のとおりであります。

事業区分	製品名
デバイス	一般整流ダイオード、ブリッジダイオード、高速整流ダイオード、サイリスタ、サイダック、パワーMOSFET、パワーIC、パワーモジュール
電装	二輪車用ECU、二輪車用レギュレータ/レクチファイア、二輪車用CDI、四輪車用DC/DCコンバータ、四輪車用ECU、発電機用インバータ
その他	通信機器用電源装置、蓄電システム、EV/PHEV用充電器、ソレノイド

（6）主要な営業所および工場（2022年3月31日現在）

当社	本社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
	国内	大阪支店（大阪府大阪市） 名古屋支店（愛知県名古屋市） 朝霞事業所（埼玉県朝霞市）
	海外	ソウル営業所（大韓民国）
	国 内	株式会社秋田新電元（秋田県由利本荘市） 株式会社東根新電元（山形県東根市） 株式会社岡部新電元（埼玉県深谷市） 新電元エンタープライズ株式会社（埼玉県朝霞市） 新電元スリーイー株式会社（埼玉県飯能市） 新電元熊本テクノリサーチ株式会社（熊本県菊池郡菊陽町）
子会社	国 内	ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド（タイ王国） シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション（フィリピン共和国） ピーティー・シンデンゲン・インドネシア（インドネシア共和国） シンデンゲン・インディア・プライベート・リミテッド（インド共和国） シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド（ベトナム社会主義共和国） 広州新電元電器有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド（タイ王国） 新電元（上海）電器有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド（米国） 新電元（香港）有限公司（中華人民共和国） シンデンゲン・ユーケー・リミテッド（英国） シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド（シンガポール共和国）
	海外	

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
5,268名	167名増

② 当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平　均　勤　続　年　数
960名	増減なし	42.87歳	17.79年

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借　入　先	借　入　額
株式会社みずほ銀行	10,640百万円
株式会社三井住友銀行	5,770
株式会社埼玉りそな銀行	4,420
株式会社三菱UFJ銀行	3,225

(注) 上記には、シンジケートローンによる借入額が一部含まれております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	普通株式	31,000,000株
	A種優先株式	5,000,000株
	B種優先株式	5,000,000株
② 発行済株式の総数	普通株式	10,338,884株
	A種優先株式	—
	B種優先株式	—
③ 株主数	普通株式	9,602名
	A種優先株式	—
	B種優先株式	—
④ 大株主 (上位10名)		

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
本田技研工業株式会社	1,336千株	12.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,000	9.71
中央日本土地建物株式会社	502	4.88
株式会社日本カストディ銀行(みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口)	356	3.46
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	353	3.43
朝日生命保険相互会社	325	3.16
損害保険ジャパン株式会社	280	2.72
新電元工業株会	252	2.45
協力会社持株会	208	2.02
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	185	1.80
株式会社埼玉りそな銀行		

(注) 持株比率は自己株式（普通株式31,820株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役を除く (社外取締役を除く)	当社普通株式 1,944株	4名

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

- ① 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木吉憲	
取締役兼専務執行役員	根岸康美	コーポレート部門統括
取締役兼常務執行役員	堀口健治	工場長 兼 磁性部品・環境安全・ISO推進室担当
取締役兼常務執行役員	田中信吉	販売部門統括 兼 CSR室長
取締役	山田一郎	東京大学名誉教授
取締役	橋元秀行	公認会計士、税理士 (株)シルバーライフ 社外取締役(監査等委員)
常勤監査役	肥後良明	
監査役	三宅雄一郎	弁護士 山洋電気(株) 社外取締役 旭有機材(株) 社外取締役(監査等委員)
監査役	二瓶晴郷	(株)JCU 社外監査役
監査役	辻さちえ	公認会計士 (株)ビズサプリ 代表取締役 SBSホールディングス(株) 社外取締役(監査等委員) 大塚ホールディングス(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役山田一郎氏および取締役橋元秀行氏の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役三宅雄一郎氏、監査役二瓶晴郷氏、および監査役辻さちえ氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役山田一郎氏、取締役橋元秀行氏、並びに監査役三宅雄一郎氏、監査役二瓶晴郷氏、および監査役辻さちえ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役二瓶晴郷氏は、金融機関における国際業務を含めた長年にわたる実務経験があり、監査役辻さちえ氏は公認会計士としての専門的な知識・経験があり、両氏共、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 下記のとおり、当事業年度中に取締役の地位および担当等の異動を行っております。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
堀 口 健 治	取締役 兼 常務執行役員 工場長 兼 磁性部品・環境安全・ISO推進室担当	取締役 兼 常務執行役員 技術・品質統括 兼 磁性部品・環境安全・ISO推進室担当	2022年4月1日
田 中 信 吉	取締役 兼 常務執行役員 販売部門統括 兼 CSR室長	取締役 兼 常務執行役員 販売統括 兼 エネルギーシステム事業担当	2022年4月1日

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

(1) 被保険者の範囲

当社のすべての取締役、監査役および執行役員。

(2) 保険契約の内容の概要

被保険者が(1)の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

③ 取締役および監査役の報酬等

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	92百万円 (14)	83百万円 (14)	— (—)	8百万円 (—)	6名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	45 (21)	45 (21)	— (—)	— (—)	5 (4)
合計 (うち社外役員)	137 (35)	129 (35)	— (—)	8百万円 (—)	11 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額8百万円（取締役（社外取締役を除く）4名8百万円）であります。
 3. 2008年6月27日開催の第84回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。
 　・監査役 1名 6百万円（うち社外監査役 1名 6百万円）

(2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議について、取締役の金銭報酬の限度額は、1989年3月30日開催の第64回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、譲渡制限付株式報酬の限度額は、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において年額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。監査役の金銭報酬の限度額は、1994年6月29日開催の第70回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（社外取締役を含む）の報酬は、金銭報酬と非金銭報酬で構成し、金銭報酬は基本報酬（固定報酬）と年度業績に応じた役員賞与（業績連動報酬）等で構成する。

b. 基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、株主総会で決議された上限額（月額25百万円以内）の範囲内において、役位、在勤年数などを基にして月額基準を定めた内規に従い、決定するものとする。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、業績を反映した金銭報酬とし、業績不振の場合には報酬カットを実施し、業績が好調の場合には役員賞与（業績連動報酬）を支給する等、業績に連動した形で運用する。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、株主総会で決議された上限額（年額60百万円以内）の範囲内において、役位、在勤年数などを基にして月額基準を定めた内規に従い、報酬の一部を譲渡制限付株式として付与するものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、役位、在勤年数などを基にして月額基準を定めた内規に従い、決定するものとする。

(4) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的な内容について委任をうける（再一任）ものとする。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の会社の業務執行取締役等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ロ. 他の会社の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役橋元秀行氏は、株式会社シルバーライフの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。株式会社シルバーライフと当社との間には、取引関係はありません。

監査役三宅雄一郎氏は、山洋電気株式会社の社外取締役、および旭有機材株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。山洋電気株式会社と当社との間には製品販売等の取引関係があります。旭有機材株式会社と当社の間には、取引関係はありません。

監査役二瓶晴郷氏は、株式会社JCUの社外監査役を兼務しております。株式会社JCUと当社との間には、取引関係はありません。

監査役辻さちえ氏は、株式会社ビズサプリの代表取締役、SBSホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）、および大塚ホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。株式会社ビズサプリ、SBSホールディングス株式会社、および大塚ホールディングス株式会社と当社との間には、取引関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会は13回開催され、取締役山田一郎氏が12回、取締役橋元秀行氏が13回出席し、それぞれ専門的な立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役三宅雄一郎氏が13回、監査役二瓶晴郷氏が10回、監査役辻さちえ氏が10回出席し、専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

- ・監査役会への出席状況および発言状況

監査役会は12回開催され、監査役三宅雄一郎氏が12回、監査役二瓶晴郷氏が10回、監査役辻さちえ氏が10回出席し、それぞれ監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 監査役二瓶晴郷氏および辻さちえ氏は、2021年6月29日開催の第97回定時株主総会において選任されたため、出席すべき取締役会および監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。両氏の就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は10回であります。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役山田一郎氏および橋元秀行氏、並びに監査役三宅雄一郎氏、二瓶晴郷氏および辻さちえ氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

名 称	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
EY新日本有限責任監査法人	60百万円	60百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
2. 当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、会社法に基づく監査以外の業務である「英文財務諸表の監査」等を委託しております。
3. 監査役会は、会計監査人から提出を受けた監査計画の内容及び監査報酬の見積り根拠、従前の事業年度における会計監査人の職務執行状況、監査報酬の推移、取締役その他社内関係部署からの報告を踏まえ、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
4. 当社の子会社には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（当該法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けているものがあります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、監査役会が必要と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会における決議により、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を定めております。

当該基本方針の内容は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- (1) 取締役及び使用人の法令を遵守する基盤として、「新電元グループ行動指針」を定め、周知徹底を図ります。
- (2) 取締役会は、コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。
- (3) 執行役員制度により、取締役の職務執行(意志決定・監督)機能と執行役員の職務執行(業務執行)機能とを分離し、適正かつ効率的な業務執行を図るとともに、取締役の監視機能を強化します。
- (4) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
- (5) 内部監査部門により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視します。
- (6) 内部通報制度(企業倫理ホットライン/社内及び社外の相談窓口)により、法令違反等を未然に防ぐ体制を整備します。受け付けた通報は、通報検討委員会にて内容を精査し、調査及び再発防止の徹底を図ります。
- (7) 内部通報制度により、内部通報を行った者が、通報等をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制をとります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、通達文書等取締役の職務執行に係る情報については、文書規定の定めるところに従い文書又は電磁的媒体にて適切に保存・管理する一方で、漏洩等の危険に対して都度必要な措置を講じるとともに、必要かつ正当な関係者が閲覧できる体制を整備します。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - (1) 会社における個々の損失の危険(環境、災害、品質、輸出管理等のリスク)については、それぞれのリスクを管理する取締役の指示のもと、対応部署が各規定・規則類の整備を行い、予防及び事後対応策の検討並びに実行、教育、監査等の活動を行います。
 - (2) 個々のリスクに対し必要に応じ組織横断的な専門委員会を設置し、上記同様の運用を行います。
 - (3) 内部監査部門により、企業集団におけるリスク・マネジメントが有効に機能しているか、マニュアルを制定し、その実行状況を監視します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制について
 - (1) 取締役の担当区分を定め、その職務の遂行が効率的に行われる体制をとります。
 - (2) 執行役員への権限委譲により業務執行のスピードアップを図り、取締役会は意志決定及び監督機能に注力します。
 - (3) 達成すべき目標として中期経営計画を定め、当該年度の経営方針に沿った年次計画を策定するとともに、事業部門等の業務目標を設定し、実施すべき具体的な施策を実行します。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
 - (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、「新電元グループ行動指針」の周知徹底を図ります。
 - (2) 子会社管理規定の定めるところに従い、各事業部門及び各種委員会を通じて、子会社は親会社が必要とする資料提出等により、業務及び財務の状況、事業計画に対する進捗等の報告を行うことで、グループ一体となった運営を行います。
 - (3) 各子会社の機関決定に関わるルールの明確化を図ります。
 - (4) 監査役は、独立した立場から、子会社について、内部統制システムの整備・運用状況を含め監査職務を遂行します。
 - (5) 企業集団としての内部通報制度(企業倫理ホットライン)により、子会社における法令違反等を未然に防ぐ体制をとります。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項について
　　監査役の職務を補助する機関として専任の監査役付を置き、適切な人材を配置します。

- ⑦ 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項について
補助使用人の適切な職務の遂行のため、補助使用人の人事考課及び人事異動については監査役監査基準(規定)の定めるところに従い、監査役の同意をもって決定します。
- ⑧ 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について
取締役及び使用者は、監査役に対して法定の事項に加え、当社及び関係会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況(守秘義務に配慮)、あらかじめ監査役と協議して定めたその他の報告事項等について適宜報告します。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
 (1) 代表取締役と監査役は、相互の意識向上を図るため、定期的な会合をもちます。
 (2) 監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社等の取締役等との意志疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
 (3) 監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、会計監査人等の外部専門家と連携を図れる体制をとります。
 (4) 監査役の職務遂行上必要な費用について、監査役が前払または償還を請求したときは、当該費用が必要でないと認められた場合を除き、請求に従い必要な支払を行います。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
 (1) 市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらにそれらからの要求を断固拒否します。
 (2) 総務部が対応統括部署となり関係機関等と緊密に連携し助言、指導を受ける他、「対応マニュアル」を定め、体制を整備しています。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要是、以下の通りであります。

- ① 内部統制システムについて
コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムに関して、内部監査部門により当社グループの整備方針・計画の実行状況について内部監査を実施し、取締役会および監査役会への定期報告を実施いたしました。またコンプライアンス委員会および関連規定を整備し、コンプライアンス違反の予防、違反発生時の対処手順を定義しております。

② リスク・マネジメント体制について

損失の危険(環境、災害、品質、輸出管理等のリスク)については、それぞれのリスク管理対応部署により規定・規則類の整備を行い、リスクの評価・予防、施策の実行、教育および監査等の活動を実施いたしました。

企業集団におけるリスク・マネジメントについては、当社グループ各社のセルフ・アセスメントおよび内部監査部門による内部監査により監視を実施しております。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、動向を注視し、情報の収集と状況の把握につとめています。当社従業員ならびに関係者各位の安全・健康確保を最優先にテレワークの導入や安全衛生管理の徹底など、感染拡大防止に向けた取組みも実施しております。

③ 子会社経営管理について

当社「子会社管理規定」に基づき、各事業部門および各種委員会は、子会社の資料提出等により、業務・財務の状況、事業計画の進捗等の報告を受けております。

④ 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を13回実施し、法令、定款および取締役会規定に定められた経営上重要な事項の決定および職務執行の監督を実施しました。

⑤ 監査役の職務遂行について

当事業年度において、監査役会を12回実施し、取締役の職務執行の監査を実施しました。監査役は、取締役および使用人から法定の事項、経営上の重要な事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況等の報告を受けております。

また監査役の機能強化のため、業務執行から独立した専任の使用人が監査役の業務の補助にあたっております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められる以上、当社の財務および事業の方針を支配する者については、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づき決定されることが基本であると考えます。また、当社株式に対して特定の者から大量買付行為が為された場合、株主の皆様が当該買付行為を受け入れるか否かの適切なご判断を行うためには、買付者および当社取締役会双方から必要かつ十分な情報が提供される必要があると考えます。従って、当社株式に対する大量買付行為が合理的なルールに従って行われるべき体制を整えておくことが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に合致するものと考えます。

一方、大量買付行為の中には、株主の皆様に株式の売却を強要する仕組みを有するものや、当社に回復し難い損害を与えるおそれのあるものなど、株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえない。当社は、このような買付行為またはこれに類する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針を支配する者としては不適切であり、当社の財務および事業の方針を支配する者は、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社グループの企業価値を高め、株主共同の利益の確保・向上のため、中長期の視点に立ち、安定的な経営体制を堅持する者でなければならないと考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

(1) 中期的な企業価値向上のための取組み

当社グループは、持続的に成長していくことに主眼をおき、2030年度を見据えた「長期ビジョン2030」を掲げ、2024年度までの「第16次中期経営計画」の方針として「長期ビジョンの実現に向けた基盤づくり」と定めました。当方針のもと、主要テーマを「稼ぐ体質づくり」「伸長事業拡大の布石」「温室効果ガス排出量削減分野へのリソース配分」とすることで、事業の成長とサステナビリティを統合した製品ポートフォリオへの転換を促進し、価値ある企業を目指してまいります。

(2) 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、2007年5月30日開催の取締役会にて「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」の導入を決議し、2007年6月28日開催の第83回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

さらに、2010年6月29日開催の第86回定時株主総会において、取締役会での検討期間の延長期間の短縮や対抗措置の発動要件に株主の皆様のご承認を加える等の一部の修正を行った上で、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

2013年6月27日開催の第89回定時株主総会において、同一の内容で株主の皆様のご承認をいただいております。

また、2016年6月29日開催の第92回定時株主総会において、対抗措置の内容を新株予約権の無償割当てに限定し、さらに本プランがよりわかりやすいものとなるよう、字句の整備、表現等の変更を行った上で、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

そして、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において、一部の文言を修正した内容で株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応方針では、大量買付行為が行われようとする際に、当社取締役会は大量買付者に対して情報の提供を求め、提供された情報を評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、当社取締役会は必要に応じて大量買付者と交渉し、または株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

一方、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合、または大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される大量買付行為（東京高裁が濫用的買収として例示した4類型および高圧的2段階買収）であると当社取締役会が判断した場合には、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

なお、本方針は、2022年6月29日開催予定の第98回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）において期限を迎えることになりますが、本総会において株主の皆様の承認を頂けることを条件に、現プランを一部変更した上で、継続する予定であります。

本方針の詳細に関しては、当社ウェブサイト
(<https://www.shindengen.co.jp/ir/>) に掲載しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	135,041	(負債の部)	77,812
流動資産	81,958	流動負債	29,813
現金及び預金	29,613	支払手形及び買掛金	16,657
受取手形及び売掛金	18,919	短期借入金	5,100
商品及び製品	8,790	1年内償還予定の社債	1,450
仕掛品	5,561	リース債務	331
原材料及び貯蔵品	13,938	未払法人税等	414
その他の	5,156	賞与引当金	951
貸倒引当金	△22	その他の	4,907
固定資産	53,083	固定負債	47,999
有形固定資産	36,073	社債	3,850
建物及び構築物	17,962	長期借入金	28,275
機械装置及び運搬具	8,907	リース債務	874
土地	4,560	繰延税金負債	334
リース資産	905	退職給付に係る負債	12,217
建設仮勘定	1,753	製品保証引当金	1,589
その他の	1,984	資産除去債務	803
無形固定資産	747	その他の	55
ソフトウエア	454	(純資産の部)	57,229
リース資産	8	株主資本	55,388
その他の	284	資本金	17,823
投資その他の資産	16,262	資本剰余金	7,733
投資有価証券	14,807	利益剰余金	29,949
繰延税金資産	703	自己株式	△117
退職給付に係る資産	36	その他の包括利益累計額	1,840
その他の	760	その他有価証券評価差額金	2,396
貸倒引当金	△46	為替換算調整勘定	△871
資産合計	135,041	退職給付に係る調整累計額	314
		負債及び純資産合計	135,041

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目		金額
売 売	上 原 高 價	92,168
売 売	上 原 高 價	73,528
売 売	上 総 利 益	18,639
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,077
營 業 利 益		5,562
營 業 外 収 益		
受 取 利 息	62	
受 取 配 当 金	363	
雜 収 益	467	893
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	245	
雜 損 失	381	627
經 常 利 益		5,828
特 別 利 益		
投 資 有 價 証 券 売 却 益	1,033	
固 定 資 產 売 却 益	64	1,098
特 別 損 失		
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	68	
投 資 有 價 証 券 評 価 損	36	
投 資 有 價 証 券 売 却 損	0	105
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,821
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,376	
法 人 税 等 調 整 額	△458	918
当 期 純 利 益		5,902
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5,902

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	17,823	7,731	24,046	△122	49,478
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			—		—
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			5,902		5,902
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		2		7	9
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	2	5,902	5	5,910
当 期 末 残 高	17,823	7,733	29,949	△117	55,388
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	そ の 他 の 利 益 累 計 額 合 計	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	2,897	△2,678	△284	△65	49,413
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当					—
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益					5,902
自 己 株 式 の 取 得					△1
自 己 株 式 の 処 分					9
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	△501	1,807	599	1,905	1,905
当 期 変 動 額 合 計	△501	1,807	599	1,905	7,815
当 期 末 残 高	2,396	△871	314	1,840	57,229

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金額	科 目	金額
(資産の部)		111,353	(負債の部)	68,641
流動資産		70,653	流動負債	25,413
現金及預金	形形	21,846	支払手形	14
受取手記録	務	125	電子記録	3,389
売掛金	務	2,150	買掛入金	8,163
売上製品	金	20,482	短期借入金	5,100
半成品	品	4,851	年内償還予定の社債	1,450
仕掛品	料	892	未払法人税等	1,570
前払費用	品	4,607	未未払法人税等	219
關係会社手取金	用	673	未未払手形費	307
未収入金	金	113	前預受金	11
未収消費税	等	6,208	預備金	3,895
その他の未収金	他	5,756	關係会社支払手形金	5
倒引当		2,869	設備引当債	485
倒引当		76	賞与引当債	163
△3		40,700	リースの	637
固定資産		16,956	固定負債	43,228
有形固定資産		11,791	社長期借入金	3,850
建物	築	695	退職給付引当金	28,275
機械及両工具	び器	1,158	長期借入金	8,492
車両	及運具	4	退職給付引当金	1,589
工具	器	639	製品保証引当金	682
一設資本	ス	1,465	資産除去引当債	332
建物	資本	432	リースの	6
無形固定資産	資本	768	(純資産の部)	42,712
電話機	資本	584	株主資本	40,315
ソリューション	資本	18	資本剰余金	17,823
その他の無形資産	資本	271	資本準備金	7,733
投資その他の資産	資本	8	その他の資本剰余金	6,031
投資関係会社	資本	286	利益剰余金	1,702
出資	資本	23,159	その他の利益剰余金	14,875
長期貸付	資本	11,174	繰越利益剰余金	14,875
延滞	資本	9,623	自己株式	△117
その他の投資	資本	0	評価・換算差額等	2,396
倒引当	資本	1,723	その他有価証券評価差額金	2,396
△41	資本	1		
資産合計		111,353	負債及び純資産合計	111,353

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売 売 上 高		78,842
売 売 上 原 価		66,474
売 売 上 総 利 益		12,368
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,447
営 業 利 益		2,921
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金		1,106
雜 収 益		1,131
		2,238
営 業 外 費 用		
支 払 利 息		252
雜 損 失		389
		642
經 常 利 益		4,517
特 別 利 益		
投 資 有 價 証 券 売 却 益		1,033
固 定 資 産 売 却 益		64
		1,098
特 別 損 失		
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損		68
投 資 有 價 証 券 評 価 損		36
投 資 有 價 証 券 売 却 損		0
		105
税 引 前 当 期 純 利 益		5,510
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		709
法 人 税 等 調 整 額		525
当 期 純 利 益		1,234
		4,275

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本							自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金			利益剰余金							
	資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	繰越利益剰余金					
当期首残高	17,823	6,031	1,700	7,731	10,600	10,600	△122	36,032			
当期変動額											
剰余金の配当					—	—		—			
当期純利益					4,275	4,275		4,275			
自己株式の取得							△1	△1			
自己株式の処分			2	2			7	9			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	2	2	4,275	4,275	5	4,283			
当期末残高	17,823	6,031	1,702	7,733	14,875	14,875	△117	40,315			

	評価・換算差額等 その他の有価証券評価差額金	純資産合計
当期首残高	2,897	38,930
当期変動額		
剰余金の配当		—
当期純利益		4,275
自己株式の取得		△1
自己株式の処分		9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△501	△501
当期変動額合計	△501	3,782
当期末残高	2,396	42,712

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

新電元工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 立石康人
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 山川幸康
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新電元工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新電元工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

新電元工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 立石康人
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山川幸康
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新電元工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかが結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、往査或いはインターネット等を経由した手段も活用しながら、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、監査上の主要な検討事項についても監査実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムの構築及び運用については、継続的な改善が図られているものと認めます。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。
 - 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

新電元工業株式会社 監査役会

常勤監査役 肥後良明
監査役 三宅雄一郎
監査役 二瓶晴郷
監査役 辻さちえ

(注) 監査役三宅雄一郎、監査役二瓶晴郷及び監査役辻さちえは、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場

TKPガーデンシティPREMIUM池袋

東京都豊島区南池袋1-16-15 ダイヤゲート池袋 4F

交 通

西武池袋線
JR山手線
東京メトロ 有楽町線
丸ノ内線
副都心線

池袋駅 西武南口 徒歩1分

池袋駅 東口 徒歩5分



■開催場所が前年と異なります
ので、お間違いのないようお
願い申し上げます。

UD
FONT

ユニバーサルデザイン (UD) の
考えに基づいた見やすいデザイン
の文字を採用しています。

FSC® C013080

VEGETABLE
OIL INK